

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 9 4 号	三田市里山と共生するまちづくり条例の制定について
里山のまちづくり課	<p>【関係法令】 森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 砂防法（明治 30 年法律第 29 号） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号） 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号） 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）</p> <p>【趣 旨】 三田市の里山と共生するまちづくりについて、里山の保全と活用を推進し、里山の景観及び安全を確保し、並びに地域の生活環境と農業振興の調和を図るため、必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動による里山の保全と活用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、生物多様性の保全について必要な措置を講ずる。 (2) 市は、里山資源の循環型利用の促進を図るため必要な措置を講ずる。 (3) 市は、里山の生活文化を地域資源として活用するため必要な措置を講ずる。 (4) 市は、里山をツーリズム資源として活用するため必要な措置を講ずる。 2 里山の景観保全と安全確保のための太陽光発電設備の設置規制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の防止などの観点から太陽光発電設備の設置が不適当な土地を禁止区域とする。（ただし、法律に基づき、設置できる場合は除く。） (2) 土砂災害警戒区域等に指定された場所において、事業者に太陽光発電設備の設置の抑制を求める。（抑制区域）

(3) 市街化調整区域において、事業面積 300 m²以上の太陽光発電設備の設置を許可制とする。

3 地域の生活環境と農業振興の調和

(1) 焼却禁止の例外となる農業を営むための廃棄物の焼却を行おうとするときは、生活環境に著しい支障がないよう行わなければならない。

(2) 市民は、法令の範囲内における農業を営むための廃棄物の焼却について理解し、地域の生活環境と農業振興の調和について相互理解に努める。

(3) 市は、生活環境の保全を図るため、農業を営むための廃棄物の焼却に関する啓発及び当該焼却の減少を推進する方策について必要な施策を講ずる。

【施行期日】

平成 31 年 1 月 4 日

第 14 条から第 31 条までの規定（太陽光発電設備の設置規制）は、平成 31 年 4 月 1 日以後に着手する設置工事又は増設等の工事について適用する。